

国立大学法人宮城教育大学経営協議会学外委員からの「国立大学に対する  
予算の充実を求める声明」（平成27年3月27日）を受けて  
—我が国の教育の将来の成長と地域の発展に向けて—

平成27年3月27日

国立大学法人宮城教育大学

学 長 見 上 一 幸  
理 事 石 澤 公 明  
理 事 中 井 滋

宮城教育大学経営協議会の学外委員（国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号にもとづく）の皆様から発出された平成27年3月27日付け声明を受け、国立大学法人宮城教育大学の経営責任を担う学長・理事一同として、以下のとおり表明します。

現在、国立大学をめぐる第3期中期目標・中期計画期間（平成28年4月から）の運営費交付金の配分の在り方を含め、政府レベルでの枠組み作りが進んでおります。文部科学省も国立大学協会も、学術・高等教育の立場から対応しておりますが、広く国民的議論が行われているとは言い難く、私どもとしては、関係省庁とそれに深い関係を持つ一部有識者の議論によって事実上決着されることを危惧しております。

法人化後の本学においては、東北地区で唯一の広域型拠点教員養成単科大学としての期待に応えるべく、業務の効率化や経費の削減、更には競争的資金の獲得に努力してまいりました。しかし、教員養成大学の特性から、収入面では民間企業等からの外部資金の増収は限られています。一方、支出面においては、優れた教員を養成するために必要となる幅広い分野での教育の質を保証するためには、大学予算の中で大きな比重を占める人件費の削減はその限界に達しています。今後、更なる経費削減を図ることが困難な中で、教員養成大学として、震災復興の支援と地域の人材育成に積極的に取り組むため、大学運営の基盤的経費である運営費交付金の充実、とりわけ一般経費の安定した配分を強く要望するところです。

本学経営協議会では、困難な国家の財政状況を理解しつつ、「グローバル化」、「地方創生」等、変化、拡大する社会的ミッションに応えるための第3期中期目標・中期計画期間の財政、体制等の議論をしてまいりました。経営協議会の学外委員の皆様が、こうした議論を踏まえて、宮城教育大学の経営及び日本の高等教育全体の発展に寄与する立場から声明を発出されましたことには、深い敬意を表するものであります。現在、第3期中期目標・中期計画期間の運営費交付金配分の制度設計に携わっておられる関係各位におかれましては、こうした大学の経営に学外から参画しておられる方々の経験と発言に耳を傾けていただき、地方国立大学への財政支援の充実につきまして、今後も引き続き、より一層のご理解及びご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

私どもも、今回の声明に励まされ、本学の経験を広く社会に伝え、政治の場を含めた国民的議論に資する努力を重ねる所存です。